

学校における感染症対策を踏まえた教育活動

新型コロナウイルス感染者が全国各地で急増しており、北海道は9月12日までの期間「緊急事態宣言」地域となり、また、道内10市町村が特定措置区域となりました。

この状況下でスタートした2学期。学校の感染症対策としては、これまでの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』」に基づいた取組みを基本に、次の事項を徹底した上で教育活動を推進しなければなりません。

- 体温・体調の健康観察及び手洗い・マスク（不織布）の着用など、基本的な感染症対策。
- 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合症状がなくなるまで自宅で休養。
- 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染リスクの対応。
- 各授業や給食等の食事をとる場面（黙食・個食・静美食）、休み時間・登下校等における具体的な感染症対策。
- 熱中症事故の予防について、場面に応じたマスクの脱着も含めた適切な対応。
- 児童生徒が新型コロナウイルスをはじめとした感染症について正しく理解し学校内外を問わず適切な行動をとることができるよう指導。



小5、小6の中学校登校予定 -小中一貫教育に向けた取組-

各成長段階における「学習スタンダード5」町内授業のきまりをベースに、小学6年生が直接中学校に登校し、放課後の部活動まで1日中学校登校体験をするなど、小中一貫した教育の実現に向けて令和2年度から取り組んでいます。

今年度2学期には、6年生の中学校登校（3回）に加え、5年生の中学校登校も計画しています。また、児童会と生徒会の交流や進路指導における小中連携、中1ギャップのないスムーズな接続など、義務教育9年間を通して誰一人取り残すことなく必要な資質・能力を育成するために、具体的な取組を段階的に進めていきます。

各取組での児童生徒の様子等は、今後も紹介していきます。